

愛媛県港湾管理条例施行規則を次のように定める。

愛媛県港湾管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県港湾管理条例(昭和28年愛媛県条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成12年規則15号〕

(港湾区域内の工事等の許可の申請書等)

第2条 条例第2条の2に規定する申請書は港湾区域内工事等許可申請書(様式第1号)とし、同条に規定する知事が必要と認める書類は別表第1 1の項から3の項までに定める書類とする。

追加〔平成12年規則15号〕

(港湾施設についての行為の許可の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定により港湾施設についての行為の許可を受けようとする者は、港湾施設行為許可申請書(様式第2号)に、別表第1 4の項に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

追加〔平成12年規則15号〕

(危険物の種類)

第4条 条例第3条第1項第2号の規則で定める危険物は、港則法施行規則の危険物の種類を定める告示(昭和54年9月運輸省告示第547号)別表に掲げるものとする。

追加〔平成12年規則15号〕

(入出港の届出)

第5条 条例第4条の3の規則で定める船舶は、次の各号のいずれかに該当する日本船舶とする。

(1) 総トン数20トン未満の船舶及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶

(2) 平水区域を航行区域とする船舶

(3) 旅客定期航路事業(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第4項に規定する旅客定期航路事業をいう。)に使用される船舶であつて、知事の指示する入港実績報告書及び港則法施行規則(昭和23年運輸省令第29号)第2条第3号イ又はロに掲げる書面を知事に提出しているもの

2 港則法施行規則第1条の規定は、条例第4条の3の規定による届出について準用する。この場合において、同省令第1条第1項、第2項、第4項及び第5項中「特定港」とあるのは「県が管理する港湾」と、同項中「港長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

追加〔平成16年規則55号〕

(港湾施設の占用又は使用の許可の申請)

第6条 条例第5条前段の規定により港湾施設の占用の許可を受けようとする者は港湾施設占用許可申請書(様式第3号)に、使用の許可を受けようとする者は係留施設使用許可申請書(様式第4号)、船舶給水施設使用許可申請書(様式第5号)又は港湾施設(野積場等)使用許可申請書(様式第6号)に、それぞれ別表第1 5の項又は6の項に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、条例別表第5に規定する駐車場の使用(専用利用以外の場合に限る。)の許可を受けようとする者は、別に定めるところによらなければならない。

2 荒天時の避難、災害の回避等のためその他緊急やむを得ない事情により前項本文の使用の許可の申請を事前に行うことができない場合は、同項本文の規定にかかわらず、口頭をもつて使用の許可を申請することができる。

3 前項の申請に基づき使用の許可を受けた者は、速やかに第1項の申請書に記載すべき事項を記載した届出書に、同項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

4 条例第5条後段の規定により第1項本文の許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、港湾施設占用(使用)変更許可申請書(様式第7号)又は同項の係留施設使用許可申請書、船舶給水施設使用許可申請書若しくは港湾施設(野積場等)使用許可申請書に、別表第1 7の項に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

追加〔平成12年規則15号〕、一部改正〔平成12年規則56号・16年4号・55号・29年17号〕

(電子情報処理組織による届出等)

第7条 条例第4条の3の規定による届出又は係留施設、野積場、上屋、軌道走行式荷役機械、移動式荷役機械、電源設備若しくは船舶給水施設の使用に係る条例第5条の規定による申請若しくは前条第3項の規定による届出(重要港湾に係るものに限る。以下「届出等」という。)は、第5条第2項において準用する港則法施行規則第1条又は前条第1項本文、第3項若しくは第4項の規定にかかわらず、電子情報処理組織(港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第50条の2第6項第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行うことができる。この場合において、電子情報処理組織を使用して行われた届出等は、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して申請が行われた場合には、当該申請をした者に対する条例第5条の規定による処分の通知については、電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合において、電子情報処理組織を使用して行われた処分の通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

追加〔平成16年規則55号〕、一部改正〔平成18年規則3号・26年32号〕

(着手及びしゅん功の届出)

第8条 法第37条第1項第1号又は条例第5条の規定により占用の許可を受けた者が工作物を設置するときは、その工事着手及びしゅん功の後それぞれ5日以内に、工事着手(しゅん功)届出書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により工事しゅん功の届出を行う場合にあつては、同項の届出書に別表第1 8の項に定める書類を添付しなければならない。

一部改正〔昭和38年規則28号・平成12年15号・16年55号・26年32号・29年17号〕

(占用又は使用の許可の期間)

第9条 法第37条第1項第1号の規定による許可の期間は、5年以内とする。

2 条例第5条の規定による占用の許可の期間は5年以内、使用の許可の期間は3月以内とする。ただし、使用の許可の期間については、知事が特に必要と認めるときは、1年以内とすることができる。

3 前2項の期間は、更新することができる。この場合においては、更新のときからこれらの規定の期間を超えることはできない。

4 前項の規定により期間を更新するときは、第2条の港湾区域内工事等許可申請書(水域又は公共空地の占有に係るものに限る。)又は第6条第1項の港湾施設占有許可申請書、係留施設使用許可申請書、船舶給水施設使用許可申請書若しくは港湾施設(野積場等)使用許可申請書に別表第1 9の項に定める書類を添付して、占用の許可にあつては許可の期間が満了する日の5日前までに、使用の許可にあつては許可の期間が満了する日までに提出しなければならない。

一部改正[昭和40年規則39号・平成12年15号・16年55号・18年3号・29年17号]

(権利譲渡等の許可の申請)

第10条 条例第7条ただし書の規定により権利譲渡等の許可を受けようとする者は、権利譲渡等許可申請書(様式第9号)に、別表第1 10の項に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

追加[平成12年規則15号]、一部改正[平成16年規則55号・29年17号]

(廃止の届出)

第11条 法第37条第1項又は条例第3条第1項若しくは第5条の規定により許可を受けた者が許可の期間満了前に許可を受けた行為を廃止しようとするときは、廃止届出書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

追加[平成12年規則15号]、一部改正[平成16年規則55号・29年17号]

(占用料の徴収)

第12条 条例第9条の2及び第10条に規定する占用料は、会計年度ごとに徴収する。

一部改正[平成12年規則15号・16年55号]

(市町が処理する事務)

第13条 条例第15条第1項ただし書に規定する規則で定める港湾施設は、別表第2のとおりとする。

2 条例第15条第1項第8号に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 第8条の規定に基づく工事の着手及びしゅん功の届出の受付並びに当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(2) 第11条の規定に基づく廃止の届出(条例第3条第1項の規定による許可及び条例第5条の規定による使用の許可を受けた行為に係るものに限る。)の受理に関する事務

(3) 第11条の規定に基づく廃止の届出(法第37条第1項の規定による許可及び条例第5条の規定による占用の許可を受けた行為に係るものに限る。)の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

追加[平成12年規則15号]、一部改正[平成16年規則55号・67号・29年17号]

(占用料、使用料及び土砂採取料の取扱い)

第14条 条例第15条第1項第7号の規定により徴収した占用料、使用料及び土砂採取料は、前月分の徴収実績を記載した徴収実績報告書(様式第11号)に、別表第1 11の項に定める書類を添付して、毎月10日までに当該市町を管轄する地方局に報告しなければならない。

2 条例第15条第1項第7号の規定による前項の占用料、使用料及び土砂採取料の県への払込みは、同項の報告を受けた地方局が発行する納入通知書によらなければならない。

追加[平成12年規則15号]、一部改正[平成16年規則55号・67号・29年17号]

(交付金の交付時期)

第15条 条例第15条の規定による市町が処理する事務に係る経費の交付は、四半期ごとに行うものとする。

追加[平成12年規則15号]、一部改正[平成16年規則55号・18年3号]

(工事の費用負担)

第16条 条例第17条による港湾施設工事の費用負担については、当該港湾の存する地方公共団体の長に対し、その金額につき議会の議決を経た請書の提出を求めるものとする。

一部改正[平成12年規則15号・16年55号]

(貨物通過料)

第17条 条例別表第5 1の貨物通過料は、別表第3のとおりとする。

追加[昭和40年規則39号]、一部改正[昭和51年規則17号・平成12年15号・16年55号]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年6月1日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 申請書その他の書類等の様式については、様式の改正規定にかかわらず、この規則施行の日から3日間は、なお従前の例によることができる。

附 則(昭和39年9月1日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年6月1日規則第39号)

この規則は、昭和40年7月1日から施行し、昭和40年4月1日の占・使用料から適用する。

附 則(昭和42年3月31日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年4月28日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年5月1日以降に徴収すべき占用料及び使用料から適用する。

附 則(昭和51年3月23日規則第17号)

- 1 この規則は、昭和51年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の愛媛県港湾管理条例施行規則別表の規定は、施行日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料について適用し、施行日前の港湾施設の使用に係る貨物通過料については、なお従前の例による。

附 則(昭和56年4月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月28日規則第12号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第1条及び附則第4項の規定は、同年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 4 第1条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例施行規則別表の規定は、平成元年5月1日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の港湾施設の使用に係る貨物通過料及び同日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月25日規則第7号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、同年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 5 第2条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例施行規則別表の規定は、平成9年5月1日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の港湾施設の使用に係る貨物通過料及び同日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月31日規則第15号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成12年8月11日規則第56号)

この規則は、平成12年8月14日から施行する。

附 則(平成13年3月31日規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則(平成16年2月3日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年10月15日規則第55号)

この規則は、平成16年11月14日から施行する。

附 則(平成16年12月28日規則第67号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。(後略)
(経過措置)
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則(平成18年3月10日規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年8月29日規則第53号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

附 則(平成26年3月28日規則第14号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条及び附則第5項の規定は、同年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 5 第3条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例施行規則別表第3の規定は、平成26年5月1日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の港湾施設の使用に係る貨物通過料及び同日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年7月25日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日規則第10号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、同年5月1日から施行する。
（経過措置）
- 4 第2条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例施行規則別表第3の規定は、平成29年5月1日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の港湾施設の使用に係る貨物通過料及び同日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日規則第17号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の愛媛県港湾管理条例施行規則様式第3号の規定による書類は、同条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例施行規則様式第3号並びに第2条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例施行規則様式第4号、様式第5号及び様式第6号の規定による書類とみなす。

附 則（令和元年8月30日規則第15号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第4条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則本則使用料の表及び手数料の表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1の規定、第3条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例施行規則別表第3の規定、第7条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用規則別表の規定、第9条の規定による改正後の愛媛県在宅介護研修センター使用規則別表の規定及び第10条の規定による改正後の愛媛県立子ども療育センター使用規則別表第2の規定は、施行日以後の試験、検査、分析及び使用（以下「試験等」という。）に係る使用料、施行日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料並びに施行日以後の文書等の交付及び面談に係る手数料で施行日以後に徴収するものについて適用し、施行日前の試験等に係る使用料、施行日前の港湾施設の使用に係る貨物通過料並びに施行日前の文書等の交付及び面談に係る手数料並びに施行日以後の試験等に係る使用料、施行日以後の港湾施設の使用に係る貨物通過料並びに施行日以後の文書等の交付及び面談に係る手数料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第3条、第6条、第8条—第10条、第14条、様式第7号関係）

区分	添付書類
1 法第37条第1項第1号の規定による許可	1 位置図 2 平面図 3 丈量図 4 工作物の構造図 5 工作物の設計書 6 利害関係者があるときは、その同意書 7 その他知事が必要と認める書類
2 法第37条第1項第2号の規定による許可	1 位置図 2 平面図 3 横断面図 4 採取する土砂の数量に関する計算書 5 利害関係者があるときは、その同意書 6 その他知事が必要と認める書類
3 法第37条第1項第3号又は第4号の規定による許可	1 位置図 2 平面図 3 工作物の構造図 4 工作物の設計書 5 利害関係者があるときは、その同意書 6 その他知事が必要と認める書類
4 条例第3条第1項の規定による許可（同項第2号の規定による許可を除く。）	1 位置図 2 平面図 3 丈量図 4 利害関係者があるときは、その同意書

	5 その他知事が必要と認める書類
5 条例第5条前段の規定による許可(係留施設の使用の許可を除く。)	1 位置図 2 平面図 3 丈量図 4 占有の場合にあつては、工作物の構造図 5 占有の場合にあつては、工作物の設計書 6 その他知事が必要と認める書類
6 条例第5条前段の規定による係留施設の使用の許可	1 平面図 2 その他知事が必要と認める書類
7 条例第5条後段の規定による許可	1 許可書の写し 2 5の項又は前項に定める書類のうち当該変更事項に係る書類 3 その他知事が必要と認める書類
8 第8条第1項の規定による工事しゅん功の届出	1 現況写真 2 その他知事が必要と認める書類
9 第9条第3項の規定による1の項、5の項又は6の項に掲げる許可の更新	1 許可書の写し 2 現況写真 3 その他知事が必要と認める書類
10 条例第7条ただし書の規定による許可	1 許可書の写し 2 譲渡等に関する当事者の意思を示す書面 3 譲渡等の相手方の事業計画書 4 現況写真 5 その他知事が必要と認める書類
11 第14条第1項の規定による報告	占用料、使用料及び土砂採取料の徴収を証する書類

追加[平成12年規則15号]、一部改正[平成16年規則55号・29年17号]

別表第2(第13条関係)

港湾名	港湾施設	
	種類	名称
松山港	護岸	垣生6号護岸
		垣生7号護岸
		垣生8号護岸
		垣生9号護岸
		垣生10号護岸
垣生11号護岸		
垣生12号護岸		
垣生13号護岸		
		吉田11号護岸
	水門	今出2号水門
		今出4号水門
	物揚場	垣生貯木場1号物揚場
		垣生貯木場2号物揚場
		垣生貯木場4号物揚場
	車道	吉田浜臨港線(2)
		吉田浜臨港線(3)
	野積場	垣生4号岸壁
		水面貯木場①

		水面貯木場② 木材団地① 木材団地② 木材団地③ 吉田浜① 吉田浜② 吉田浜③ 吉田浜④ 吉田浜⑦ 吉田浜⑧ 吉田浜⑨ 吉田浜⑩
	緑地	水面貯木場緑地
宇和島港	野積場	樺崎第7号野積場 樺崎第8号野積場 樺崎第9号野積場

注 港湾施設の種類及び名称は、法第49条の2第1項の規定により調製した港湾台帳の帳簿に記載された港湾施設の種類及び名称とする。

追加〔平成12年規則15号〕、一部改正〔平成16年規則55号〕
別表第3(第17条関係)

(単位 円)

品目名	単位	金額					
		重要港湾		地方港湾(A)		地方港湾(B)	
		内航船舶	外航船舶	内航船舶	外航船舶	内航船舶	外航船舶
I 農水産品							
1 穀類							
(1) 米、麦	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
(2) 雑穀、豆	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
(3) 落花生	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
2 野菜、果物							
(4) 芋類	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
(5) 野菜類	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
(6) 果物類	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
3 綿花							
(7) 綿花	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
4 その他農産品							
(8) 工芸作物	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(9) 農産加工品	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
(10) 他に分類されない農産品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
5 羊毛							
(11) 羊毛	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
6 その他畜産品							
(12) 獣類	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
(13) 鳥類	1トン	17.8	16.2	14.3	12.9	10.6	9.7
(14) 鳥獣肉	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(15) 未加工乳	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4

(16) 鳥卵	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
(17) 動物性粗繊維、原皮、原毛皮	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
(18) 他に分類されない畜産品	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
7 水産品							
(19) 魚介類(生鮮、冷凍のもの)	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
(20) 魚介類(塩蔵、乾燥のもの)	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
(21) その他の水産品	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
II 林産品							
8 原木							
(22) 原木	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
(23) 製材	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
9 樹脂類							
(24) 樹脂類	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
10 その他木材							
(25) その他木材	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
11 薪炭							
(26) 薪炭	1トン	6.9	6.4	5.9	5.4	3.5	3.2
(27) 木炭	1トン	6.9	6.4	5.9	5.4	3.5	3.2
III 鉱産品							
12 石炭							
(28) 石炭	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
(29) 亜炭	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
13 鉄鉱石							
(30) 鉄鉱石、硫化鉄鉱石	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
14 その他の金属鉱石							
(31) 非鉄鉱石	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(32) その他の金属鉱石	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
15 砂利、砂、石材							
(33) 砂利	1トン	17.8	16.2	15.2	14	11.7	10.8
(34) 砂	1トン	17.8	16.2	15.2	14	11.7	10.8
(35) 石材	1トン	17.8	16.2	15.2	14	11.7	10.8
16 原油							
(36) 原油	1キロリットル	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
17 りん鉱石							
(37) りん鉱石	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
18 石灰石							
(38) 石灰石	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
19 原塩							
(39) 原塩	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
20 その他非金属鉱物							
(40) その他非金属鉱物	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
IV 金属機械工業品							
21 鉄鋼							
(41) 鉄	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4

(42) 鋼	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(43) 鋼材	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
22 非鉄金属							
(44) 地金、合金	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(45) 伸鋼品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(46) 電線、ケーブル	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
23 金属製品							
(47) 建設用金属製品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(48) 線材製品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(49) 刃物工具	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(50) その他金属製品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
24 輸送機械							
(51) 鉄道車両	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
	大	59.7	54.3	47.7	43.4	35.7	32.5
(52) 自動車	1台中	47.7	43.4	38.1	34.7	28.7	26
	小	41.8	38	33.3	30.3	24.9	22.7
(53) 自転車、その他の車両	1台大	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
	小	3.5	3.2	2.2	2	2.2	2
(54) 船舶	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(55) 船具	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(56) 航空機	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
25 その他機械							
(57) 産業機械	1トン	17.8	16.2	14.3	12.9	10.6	9.7
(58) 電気機械	1トン	17.8	16.2	14.3	12.9	10.6	9.7
(59) 照明器具	1トン	16.6	15.1	13	11.9	9.3	8.6
(60) 民生用電気機器	1トン	16.6	15.1	13	11.9	9.3	8.6
(61) 度量衡器	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
(62) 時計	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
(63) 他に分類されない機械	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
V 化学工業品							
26 陶磁器							
(64) 陶磁器	1トン	16.6	15.1	13	11.9	9.3	8.6
27 セメント							
(65) セメント	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
28 ガラス類							
(66) 板ガラス	1トン	16.6	15.1	13	11.9	9.3	8.6
(67) ガラス製品	1トン	16.6	15.1	13	11.9	9.3	8.6
29 その他窯業品							
(68) れんが	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(69) セメント製品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(70) 石灰	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
(71) 土管	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(72) 他に分類されない窯業品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
30 重油							
(73) 重油	1キロリットル	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4

31 石油製品								
(74) 揮発油	1キロリ ットル	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4	
(75) その他の石油	1キロリ ットル	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4	
(76) その他の石油製品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
32 コークス								
(77) コークス	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4	
33 その他石炭製品								
(78) その他の石炭製品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
34 化学薬品								
(79) 硫酸	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
(80) ソーダ	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
(81) その他の化学薬品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
35 化学肥料								
(82) 窒素原肥料	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4	
(83) リン酸原肥料	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4	
(84) カリ原肥料	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4	
(85) その他の化学肥料	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4	
36 染料、塗料、合成樹脂その他化学工業品								
(86) 染料、顔料、塗料	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5	
(87) 合成樹脂	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
(88) 動植物性油脂	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
(89) 医薬品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
(90) 石けん、洗剤	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
(91) 線香	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
(92) 火薬類、危険品	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8	
(93) 他に分類されない化学工業品	1トン	16.6	15.1	13	11.9	9.3	8.6	
VI 軽工業品								
37 紙、パルプ								
(94) パルプ	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
(95) 紙	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
(96) その他製紙原料	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4	
38 糸、紡績半製品								
(97) 糸、紡績半製品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
39 その他繊維工業品								
(98) 織物	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5	
40 砂糖								
(99) 砂糖	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
41 その他食料工業品								
(100) 製造食品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4	
(101) 缶詰食料	1トン	13	11.9	10.6	9.7	8.2	7.5	
(102) 菓子	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5	
(103) し嗜好品	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4	
(104) 調味料	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4	

(105) 飲料	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
(106) 酒類	1トン	19	17.3	16.6	15.1	14.3	12.9
(107) 清涼飲料水	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
(108) 氷	1トン	17.8	16.2	15.2	14	11.7	10.8
(109) 他に分類されない食料工業品	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
VII 雑工業品							
42 玩具							
(110) 玩具	1トン	16.6	15.1	13	11.9	9.3	8.6
43 日用品							
(111) 書籍、印刷物	1トン	13	11.9	10.6	9.7	8.2	7.5
(112) 衣服、身回り品	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
(113) 畳表類	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
(114) 傘	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(115) 履物	1トン	16.6	15.1	13	11.9	9.3	8.6
(116) 文房具、運動娯楽用品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(117) 楽器	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
(118) 家具装備品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(119) 金庫	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
(120) 衛生暖房用具	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(121) 台所用品、食卓用品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(122) 装飾用品	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
(123) ろうそく	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
(124) マッチ	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(125) 他に分類されない日用品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
44 ゴム製品							
(126) ゴム製品	1トン	17.8	16.2	14.3	12.9	10.6	9.7
(127) その他のゴム製品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
45 木製品							
(128) 経木	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(129) 木製品(他に分類されないもの)	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
46 その他製造工業品							
(130) 皮革製品	1トン	23.7	21.7	17.8	16.2	11.7	10.8
(131) 紙製品	1トン	13	11.9	10.6	9.7	8.2	7.5
(132) 農林用器具	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(133) 草類製品	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(134) その他藺製品	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
(135) 魚網	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
(136) ロープ類	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
(137) 他に分類されない製造工業品	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	8.2	7.5
VIII 特殊品							
47 金属くず							
(138) 鉄くず	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
(139) 非鉄金属くず	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
48 くずもの							
(140) くずもの	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4

(141) ガラスくず	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
49 動植物性製造飼肥料							
(142) 動植物性製造飼肥料	1トン	9.3	8.6	6.9	6.4	5.9	5.4
50 輸送用容器							
(143) 金属性容器	1トン	6.9	6.4	5.9	5.4	4.6	4.2
(144) ポンベ	1トン	14.3	12.9	11.7	10.8	9.3	8.6
(145) 箱類	1トン	6.9	6.4	5.9	5.4	4.6	4.2
(146) たる類	1トン	6.9	6.4	5.9	5.4	4.6	4.2
(147) 籠、ざる類	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(148) その他の輸送用容器	1トン	16.6	15.1	13	11.9	9.3	8.6
51 取合せ品							
(149) 引越荷物	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(150) 自動車便路線貨物	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
(151) 内外航船舶小口混載貨物	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4
52 分類不能のもの							
(152) 分類不能のもの	1トン	11.7	10.8	9.3	8.6	6.9	6.4

注1 地方港湾(A)とは地方港湾のうち、波止浜港、菊間港、松前港、伊予港、長浜港及び川之石港をいい、地方港湾(B)とは地方港湾(A)以外の地方港湾をいう。

2 外航船舶とは消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第2号に規定する船舶運航事業者等が専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われ、又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供する船舶をいい、内航船舶とは外航船舶以外の船舶をいう。

3 この表に記載のない貨物については、類似の貨物による。

4 1トン未満又は1キロリットル未満の端数があるときは、それぞれ1トン又は1キロリットルとする。

5 1件の貨物通過料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

全部改正[平成元年規則12号]、一部改正[平成9年規則7号・12年15号・16年55号・26年14号・29年10号・17号・令和元年15号]

様式第1号(第2条、第9条関係) 港湾区域内工事等許可申請書

様式第1号（その1）

港湾区域内工事等許可申請書 （水域又は公共空地の占用）	
年 月 日	
愛媛県知事	様
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	申請者
	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
	㊟
港湾名	
場所	
目的	
占用面積	平方メートル
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
工作物の種類	
工事等の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 丈量図
- (4) 工作物の構造図
- (5) 工作物の設計書
- (6) 利害関係者があるときは、その同意書
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 2の規定にかかわらず、許可の更新の申請の場合にあつては、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 許可書の写し
- (2) 現況写真
- (3) その他知事が必要と認める書類

様式第1号（その2）

港湾区域内工事等許可申請書 （土砂の採取）	
年 月 日	
愛媛県知事	様 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
港 湾 名	④
場 所	
目 的	
土 砂 の 種 類	
採 取 量	立方メートル
採 取 区 域 の 積 面	平方メートル
採 取 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
採取の方法	

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

- 2 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 位置図
 - (2) 平面図
 - (3) 横断面図
 - (4) 採取する土砂の数量に関する計算書
 - (5) 利害関係者があるときは、その同意書
 - (6) その他知事が必要と認める書類

様式第1号（その3）

港湾区域内工事等許可申請書 （港湾施設等の建設又は改良等）		年 月 日
愛媛県知事	様	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	申請者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	㊟
港 湾 名		
場 所 又 は 港 湾 施 設 名		
目 的		
工 作 物 の 種 類		
工 事 等 の 実 施 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 工作物の構造図
- (4) 工作物の設計書
- (5) 利害関係者があるときは、その同意書
- (6) その他知事が必要と認める書類

全部改正〔平成12年規則15号〕、一部改正〔平成13年規則26号・16年55号・18年53号〕

様式第2号（第3条関係） 港湾施設行為許可申請書

様式第2号（その1）

港湾施設行為許可申請書 （危険物の荷役以外のもの）	
年 月 日	
愛媛県知事	様 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） ⑩
港 湾 名	
場 所 又 は 港 湾 施 設 名	
目 的	
行 為 の 内 容	
行 為 区 域 の 面 積	平方メートル
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 丈量図
- (4) 利害関係者があるときは、その同意書
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第2号 (その2)

港湾施設行為許可申請書 (危険物の荷役)					年	月	日
愛媛県知事		様		住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
		申請者		氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊟			
港湾名							
船名							
呼出符号又は船舶番号				船籍国名			
総トン数	トン	荷役中の	船首	・メートル			
積載重量トン数 (DWT)	トン	最大喫水	船尾	・メートル			
全長	・メートル		船舶の種類				
船舶所有者又は運行者							
船側荷役責任者							
海運代理店名							
荷役業者名							
荷役中の停泊場所							
荷役期間	月日時分から		停泊期間	月日時分から			
	月日時分まで			月日時分まで			
作業の種類	積込み・荷卸・積替え		夜間荷役予定実施				
危険物の区分	種別・品名 (引火点)	数量	正味重量	船内の積付場所又は積付方法	開放、非開放の別		
荷役する危険物							
その他の危険物							

- 注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
 2 荷役中の最大喫水の欄及び全長の欄は、小数第1位まで記載すること。
 3 作業の種類欄は、該当する項目を○で囲むこと。

全部改正〔平成12年規則15号〕、一部改正〔平成13年規則26号・18年53号〕

様式第3号 (第6条、第9条関係) 港湾施設占用許可申請書

港湾施設占有許可申請書	
愛媛県知事	様 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 年 月 日 Ⓜ
港 湾 名	
港 湾 施 設 名	
目 的	
占 用 面 積	平方メートル
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 作 物 の 種 類	
工 事 等 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 丈量図
- (4) 工作物の構造図
- (5) 工作物の設計書
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 2の規定にかかわらず、許可の更新の申請の場合にあつては、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 許可書の写し
- (2) 現況写真
- (3) その他知事が必要と認める書類

全部改正〔平成12年規則15号〕、一部改正〔平成13年規則26号・16年55号・18年53号・29年17号〕

様式第4号（第6条関係）係留施設使用許可申請書

係留施設使用許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

㊟

船長氏名
担当者名
電話番号

【 外航・内航 】

申請者コード

船舶基本情報	船名		IMO番号（又は船舶番号・漁船登録番号）			
	船種	【 貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他 】 ／ 【 汽船・機船・機帆船・その他 】				
	国籍		船籍港			
	総トン数	国際総トン数	重量トン数	全長		
	連絡方法	呼出符号（信号符字）	船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法			
船主等情報	船主名（所有者名）・住所・電話番号又はFAX番号		（コード）			
	（名前）					
	（住所）					
	（電話番号又はFAX番号）					
	運航者名・住所・電話番号又はFAX番号（運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること。）					
	（名前）		（コード）			
	（住所）					
	（電話番号又はFAX番号）					
	代理人（店）名・住所・電話番号又はFAX番号		（コード）			
	（名前）					
（住所）						
（電話番号又はFAX番号）						
入港情報	入港予定港名		入港予定日時			
			月 日 時 分			
	停泊目的	希望びよう泊場所	びよう泊予定期間			
		月 日 時 分から				
		月 日 時 分まで				

係留施設（希望船席）名称・場所		(コード)	
着岸（予定）日時 月 日 時 分		離岸（予定）日時 月 日 時 分	
移動前停泊場所		移動後停泊場所	
移動理由	移動予定日時 月 日 時 分	移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
運航区分 【 入港・移動 】	着岸舷側 【 左舷・右舷 】	(被) 接舷船名	最大喫水（入港から出港まで） .(m)
航路名		【 優先指定・定期・不定期 】	
仕出港	前港	次港	仕向港
航海情報 特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 (入域位置) 【 東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡 】 (予定日時) 月 日 時 分			
本邦内での陸揚貨物の種類（積荷地）・数量		入港予定港における船積貨物の種類・数量	
入港予定港	(種類)	(数量)	(種類)
その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)			(数量)
危険物情報	品名（積荷地）・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による摂氏）	こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置
	入港時		
	出港時		

危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号		
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで		
保障契約情報	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書等の番号（保障契約証明書等を有している場合）	
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	①保険者等の氏名又は名称	
		②保障契約の証書の番号	
		③保障契約の有効期間	
		④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・ 填補する契約となっているか。	【 なっている ・ なっていない 】
	⑤保障限度額		
過去1年間の本邦内の港への入港実績の有無		【有・無】	
備考			

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 【 】は、該当する項目を○で囲むこと。

追加〔平成29年規則17号〕

様式第5号（第6条関係） 船舶給水施設使用許可申請書

船舶給水施設使用許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

㊟

【 外航・内航 】

港 湾 名	
申 請 者 コ ー ド	
船 名	
信号符字（コールサイン）等	
総 ト ン 数	
給 水 種 別	【 運搬給水・岸壁給水・自動販売機・缶・その他 】
給 水 希 望 日 時	月 日 時 分
給 水 申 込 数 量	(飲料水) m ³ (その他) m ³
希 望 給 水 場 所	
希 望 給 水 場 所 コ ー ド	
備 考	

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 【 】は、該当する項目を○で囲むこと。

追加〔平成29年規則17号〕

様式第6号(第6条関係) 港湾施設(野積場等)使用許可申請書

港湾施設（野積場等）使用許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 申請者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
 電話番号

㊟

申請者 コード		施設の種類	1.野積場 2.上屋（旅客上屋及び荷さばき上屋に限る。） 3.泊地 4.軌道走行式荷役機械 5.移動式荷役機械 6.照明設備 7.電源設備 8.管理棟 9.駐車場 10.鉄骨貨物上屋 11.鉄筋コンクリート貨物上屋 12.松山港今出地区水面貯木場
施設 コード		施設名称	
信号符 字 （コールサイン）等		船名	
使用数量 （使用面積）		使用区画 （区画名）	
使用予 定期間	年 月 日 時	分から	
	年 月 日 時	分まで	
貨物	品名コード(コンテナ番号)	品名(コンテナ種別)	個数・トン数
備考			

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 施設の種類の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

追加[平成29年規則17号]

様式第7号(第6条関係) 港湾施設占用(使用)変更許可申請書

港湾施設占有（使用）変更許可申請書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
愛媛県知事	様 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） <div style="text-align: right;">印</div>
港湾名	
許可の年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
変更事項	
変更内容	変更前
	変更後
変更予定期日	年 月 日
変更しようとする理由	

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 許可書の写し

(2) 愛媛県港湾管理条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第15号）別表第1 5の項
又は6の項に定める書類のうち当該変更事項に係る書類

(3) その他知事が必要と認める書類

全部改正〔平成12年規則15号〕、一部改正〔平成13年規則26号・16年55号・18年53号・29年17号〕

様式第8号（第8条関係） 工事着手（しゅん功）届出書

工事着手（しゅん功）届出書 年 月 日 愛媛県知事 様 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 届出者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	
許可の年月日及び指令番号	年 月 日 第 号
港湾名	
場所又は港湾施設名	
工作物の種類	
工事等の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
着手（しゅん功）年月日	年 月 日

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 工事しゅん功の届出書として使用する場合は、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 現況写真

(2) その他知事が必要と認める書類

全部改正〔平成12年規則15号〕、一部改正〔平成13年規則26号・16年55号・18年53号・29年17号〕

様式第9号（第10条関係） 権利譲渡等許可申請書

権利譲渡等許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

権利の譲渡又は担保権の設定をしようとする者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

㊟

権利の譲渡又は担保権の設定の相手方

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

㊟

許可の年月日及び指令番号	年 月 日	第 号
許可の期間	年 月 日から	年 月 日まで
港湾名		
港湾施設名		
権利譲渡等の内容		
権利譲渡等の予定期日	年 月 日	
権利譲渡等に係る面積	平方メートル	
権利譲渡後の利用計画		
譲渡等をしようとする理由		

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 許可書の写し
- (2) 譲渡等に関する当事者の意思を示す書面
- (3) 譲渡等の相手方の事業計画書
- (4) 現況写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

追加[平成12年規則15号]、一部改正[平成13年規則26号・16年55号・18年53号・29年17号]

様式第10号(第11条関係) 廃止届出書

廃止届出書

年 月 日

愛媛県知事

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出者

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

許可の年月日 及び指令番号	年 月 日 第 号
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
港湾名	
場所又は 港湾施設名	
廃止予定期日	年 月 日
廃止しようとする理由	

追加〔平成12年規則15号〕、一部改正〔平成13年規則26号・16年55号・18年53号・29年17号〕
様式第11号（第14条関係） 徴収実績報告書

徴収実績報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 宛

(年 月徴収分)

港 湾 名			
許可区分及び料金の種別		徴 収 件 数	徴 収 金 額
港 湾 法 第 37 条	港湾区域内水域占用料	件	円
	公共空地占用料	件	円
	土砂採取料	件	円
条 例 第 5 条	係留施設占用料	件	円
	野積場占用料	件	円
	その他の港湾施設占用料	件	円
	係留施設使用料	件	円
	その他の港湾施設使用料	件	円
合 計		件	円

注 占用料、使用料及び土砂採取料の徴収を証する書類を添付すること。
追加〔平成12年規則15号〕、一部改正〔平成16年規則55号・67号・18年53号・29年17号〕